

広報きよさと

KIYOSATO

7

July 2023

No.779

- p2 令和5年度 町政執行方針(要旨)
p4 令和5年度 教育行政執行方針(要旨)

特集 Special

- p6 今年のまちづくり

注目記事

- p29 帯状疱疹予防接種費用を助成
p31 ふるさと産業まつりが復活開催
p32 「Coshica」のご紹介
p41 第46回 斜里岳ロードレース大会
p44 街角再発見 vol.14 民宿・食事 富士

清里町長
古谷 一夫

そして、三つ目は、元気なまちの産業経済と雇用を育むまちです。

人口減少や超高齢化、少子化は、清里町だけではなく多くの過疎の町が抱えている課題であり、特効薬は残念ながらありません。

この現実から目をそらすことなく、「暮らしの安心」につながる具体的な課題一つ一つに取り組み、「3つの約束」の実現に向けてまちづくりに私は全力を傾注します。

そのためには、今まで以上に行政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経済団体、自治会を始めとしたまちづくり団体や公的な組織、そして時には町外の様々な力や知恵も活用させていただきながら、人口が3,000人になろうとも持続可能なまちづくりをすすめる戦略、手立てが必要となります。

現状を是認し、「仕方がない」とするのではなく、私自身は、まだ清里町の持つ潜在力や可能性を生かし切っていないと考えるものです。

安心して生活できるまち

二つ目は、安心して子どもを産み、育てることのできるまち

町政に対する 基本的な考え方

私は具体的なら6つの戦略、手立てのもので、まちづくりをすすめます。

その、一番目が、人づくりと未来への投資です。

二つ目は、女性と高齢者活躍の地域づくり

三つ目は、地域資源の活用と付加価値化への挑戦

四つ目は、住民自治と地域協働の新たな仕組みづくり

五つ目は、積極的な広域連携と地域情報の発信

六つ目は、ひらかれた行政への取組みです。

1. 人づくりと未来への投資

「まちづくり」は、何といつても「人づくり」が原点です。

その原点に立ち返り、最も重要なとなる人材の育成と確保に必要な投資を怠りなく行つてまいります。

2. 女性と高齢者活躍の地域づくり

また、暮らしの安心と地域経済を支え、持続可能な地域社会を実現する未来への投資を着実にすすめます。

3. 地域資源の活用と付加価値化への挑戦

性別や年齢、世代の立ち位置を気にする時代はすでに過ぎ、多様な意見や感覚を汲みとったなか、地域活動の先頭には女性や高齢者、障がいのある方々の活躍をより大きく求めていかなければなりません。

女性や高齢者、障がいのある方、皆さんがまちづくりを担い、生涯にわたり、いきいきと活躍ができる地域づくりをすすめます。

4. 住民（町民）自治と地域協働の新たな仕組みづくり

新型コロナ禍で地域活動やイベントは停滞を余儀なくされました。私たち20年前、合併ではなく自立の道を選択しました。

5. 地域情報の発信

豊かな自然と恵まれた農村・農業環境や景観や約半世紀にわたって培った「じやがいも焼酎」製造の技術は私たち町民の財産であり、また誇りです。

今一度、それらの資源を磨きあげ、高い付加価値化にチャレンジし、地域活性化をすすめます。

6. 広域連携

また、暮らしの安心と地域経済を支え、持続可能な地域社会を実現する未来への投資を着実にすすめます。

7. まちづくりと未来への投資

そのためには、今まで以上に行

政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経済団体、自治会を始めとしたまちづくり団体や公的な組織、そして時には町外の様々な力や知恵も活用させていただきながら、人口が3,000人になろうとも持続可能なまちづくりをすすめる戦略、手立てが必要となります。

そのためには、今まで以上に行

政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経

済団体、自治会を始めとしたまち

づくり団体や公的な組織、そして

時には町外の様々な力や知恵も活

用させていただきながら、人口が

3,000人になろうとも持続可

能なまちづくりをすすめる戦略、

手立てが必要となります。

そのためには、今まで以上に行

政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経

済団体、自治会を始めとしたまち

づくり団体や公的な組織、そして

時には町外の様々な力や知恵も活

用させていただきながら、人口が

3,000人になろうとも持続可

能なまちづくりをすすめる戦略、

手立てが必要となります。

そのためには、今まで以上に行

政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経

済団体、自治会を始めとしたまち

づくり団体や公的な組織、そして

時には町外の様々な力や知恵も活

用させていただきながら、人口が

3,000人になろうとも持続可

能なまちづくりをすすめる戦略、

手立てが必要となります。

そのためには、今まで以上に行

政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経

済団体、自治会を始めとしたまち

づくり団体や公的な組織、そして

時には町外の様々な力や知恵も活

用させていただきながら、人口が

3,000人になろうとも持続可

能なまちづくりをすすめる戦略、

手立てが必要となります。

そのためには、今まで以上に行

政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経

済団体、自治会を始めとしたまち

づくり団体や公的な組織、そして

時には町外の様々な力や知恵も活

用させていただきながら、人口が

3,000人になろうとも持続可

能なまちづくりをすすめる戦略、

手立てが必要となります。

そのためには、今まで以上に行

政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経

済団体、自治会を始めとしたまち

づくり団体や公的な組織、そして

時には町外の様々な力や知恵も活

用させていただきながら、人口が

3,000人になろうとも持続可

能なまちづくりをすすめる戦略、

手立てが必要となります。

そのためには、今まで以上に行

政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経

済団体、自治会を始めとしたまち

づくり団体や公的な組織、そして

時には町外の様々な力や知恵も活

用させていただきながら、人口が

3,000人になろうとも持続可

能なまちづくりをすすめる戦略、

手立てが必要となります。

そのためには、今まで以上に行

政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経

済団体、自治会を始めとしたまち

づくり団体や公的な組織、そして

時には町外の様々な力や知恵も活

用させていただきながら、人口が

3,000人になろうとも持続可

能なまちづくりをすすめる戦略、

手立てが必要となります。

そのためには、今まで以上に行

政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経

済団体、自治会を始めとしたまち

づくり団体や公的な組織、そして

時には町外の様々な力や知恵も活

用させていただきながら、人口が

3,000人になろうとも持続可

能なまちづくりをすすめる戦略、

手立てが必要となります。

そのためには、今まで以上に行

政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経

済団体、自治会を始めとしたまち

づくり団体や公的な組織、そして

時には町外の様々な力や知恵も活

用させていただきながら、人口が

3,000人になろうとも持続可

能なまちづくりをすすめる戦略、

手立てが必要となります。

そのためには、今まで以上に行

政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経

済団体、自治会を始めとしたまち

づくり団体や公的な組織、そして

時には町外の様々な力や知恵も活

用させていただきながら、人口が

3,000人になろうとも持続可

能なまちづくりをすすめる戦略、

手立てが必要となります。

そのためには、今まで以上に行

政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経

済団体、自治会を始めとしたまち

づくり団体や公的な組織、そして

時には町外の様々な力や知恵も活

用させていただきながら、人口が

3,000人になろうとも持続可

能なまちづくりをすすめる戦略、

手立てが必要となります。

そのためには、今まで以上に行

政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経

済団体、自治会を始めとしたまち

づくり団体や公的な組織、そして

時には町外の様々な力や知恵も活

用させていただきながら、人口が

3,000人になろうとも持続可

能なまちづくりをすすめる戦略、

手立てが必要となります。

そのためには、今まで以上に行

政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経

済団体、自治会を始めとしたまち

づくり団体や公的な組織、そして

時には町外の様々な力や知恵も活

用させていただきながら、人口が

3,000人になろうとも持続可

能なまちづくりをすすめる戦略、

手立てが必要となります。

そのためには、今まで以上に行

政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経

済団体、自治会を始めとしたまち

づくり団体や公的な組織、そして

時には町外の様々な力や知恵も活

用させていただきながら、人口が

3,000人になろうとも持続可

能なまちづくりをすすめる戦略、

手立てが必要となります。

そのためには、今まで以上に行

政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経

済団体、自治会を始めとしたまち

づくり団体や公的な組織、そして

時には町外の様々な力や知恵も活

用させていただきながら、人口が

3,000人になろうとも持続可

能なまちづくりをすすめる戦略、

手立てが必要となります。

そのためには、今まで以上に行

政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経

済団体、自治会を始めとしたまち

づくり団体や公的な組織、そして

時には町外の様々な力や知恵も活

用させていただきながら、人口が

3,000人になろうとも持続可

能なまちづくりをすすめる戦略、

手立てが必要となります。

そのためには、今まで以上に行

政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経

済団体、自治会を始めとしたまち

づくり団体や公的な組織、そして

時には町外の様々な力や知恵も活

用させていただきながら、人口が

3,000人になろうとも持続可

能なまちづくりをすすめる戦略、

手立てが必要となります。

そのためには、今まで以上に行

政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経

済団体、自治会を始めとしたまち

づくり団体や公的な組織、そして

時には町外の様々な力や知恵も活

用させていただきながら、人口が

3,000人になろうとも持続可

能なまちづくりをすすめる戦略、

手立てが必要となります。

そのためには、今まで以上に行

政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経

済団体、自治会を始めとしたまち

づくり団体や公的な組織、そして

時には町外の様々な力や知恵も活

用させていただきながら、人口が

3,000人になろうとも持続可

能なまちづくりをすすめる戦略、

手立てが必要となります。

そのためには、今まで以上に行

政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経

済団体、自治会を始めとしたまち

づくり団体や公的な組織、そして

時には町外の様々な力や知恵も活

用させていただきながら、人口が

3,000人になろうとも持続可

能なまちづくりをすすめる戦略、

手立てが必要となります。

そのためには、今まで以上に行

政だけではなく、議会は勿論のこと、町民の皆さまや各事業所、経

済団体、自治会を始めとしたまち

づくり団体や公的な組織、そして

時には町外の様々な力や知恵も活

用させていただきながら、人口が

3,000人になろうとも持続可

能なまちづくりをすすめる戦略、

手立てが必要となります。

皆さまと協働でつくりあげ、新たな共生社会の実現に向け地域活動をすすめます。

5. 積極的な広域連携と地域情報の発信

人口減少や過疎化の現況を踏まえると、あらゆるものを見直すことは、まちづくりをすすめることは、残念ながら困難です。近隣や広域での機能分担や、医療や救急、ごみ処理、地域交通、観光振興など、広い分野での広域連携をすすめるとともに、魅力的な地域情報の発信に積極的に取り組み、町の活性化につなげます。

6. ひらかれた行政への取組み

政策や施策の決定過程や議論の経過が見えない状況では、まちづくりの主体である町民の皆さまが町政に関心を持ち、積極的に参画しようという機運が生まれてくることは困難です。

町の政策形成について、町民の皆さまと議会への説明責任をしっかりと果たしてまいります。

各分野における 方向性と取組み

次に、4年間にわたる任期のな

かにおいて公約とした3つの約束を、各分野でどのようにすすめていくのか、基本的な方向性と取組みについて述べさせていただきま

- 町奨学金制度の見直し充実
- III 元気なまちの産業経済と雇用を育むまち
- 地域に貢献する基幹産業「農業」の継続的支援

I 町民だれもが安心して生活のできるまち

- 医療、介護、福祉サービスの維持と運営支援
- 地域交通のスピードィな仕組みづくり
- 認知症対策の充実
- 障がい者福祉の取組み推進
- 健康と生きがいづくり活動の推進

II 安心して子どもを産み、育てることのできるまち

- 防災と消防拠点機能の整備
- 緑、札弦地区の包括的な支援
- 高齢者等の冬季除雪支援と見守りの強化
- デジタル技術の活用による安心安全の確保

以上、3つの公約にわたる施策と事業について取り組んでまいります。

むすびに

町民お一人ひとりの声を大切に、清里町の未来を拓く、ふるさとの誇りを次世代にしっかりとつなぐ、そうした覚悟をもって町政全般に取り組んでまいります。

議員各位並びに町民皆さまのご理解とご協力を、重ねて心よりお願い申し上げ町政執行方針といった

の賠償責任を果たしていくことになります。

事案の発生にいたる町の対応については、厳しくその責任を問われるものであり、故人のご冥福を中心よりお祈りするとともに、故人がご遺族に深くお詫び申し上げます。

- 町奨学金制度の見直し充実
- III 元気なまちの産業経済と雇用を育むまち
- 地域に貢献する基幹産業「農業」の継続的支援

町としては、議会並びに町民の皆さんのご理解をいたたくなか、最大の誠意を持って速やかにその責任を果たしてまいります。

また、今後、二度と同様な事案が生じることのないよう、不斷の取組みを職員全体で進め、町民の皆さまからの信頼を回復すべく努めてまいります。

まちづくりと地方自治の主体は町民の皆さま自身です。

町民お一人ひとりの声を大切に、清里町の未来を拓く、ふるさとの誇りを次世代にしっかりとつなぐ、そうした覚悟をもって町政全般に取り組んでまいります。

議員各位並びに町民皆さまのご理解とご協力を、重ねて心よりお願い申し上げ町政執行方針といった

※町政執行方針の全文は、町ホームページからご覧ください。

すでに去る令和4年10月28日付で公務災害の認定が行われ、今後は国家賠償法にもとづくご遺族へ



教育長
野呂田 成人

ていくことが求められます。

新たな局面を迎える中、少子高齢化やデジタル・トランスフォーメーション（DX）、グローバル化などにより、社会の構造は大きく変化しており、従来の知識や経験では答えを見出すことが難しい時代となっていますが、様々な課題を克服し、多様な人々と連携・協働しながら、豊かな人生を切り拓いていくためには、教育の果たすべき役割がますます重要となります。

本年は、令和3年度から令和7年度までの期間で実施する「清里町教育推進計画」の中間見直しを行いますので、急速に変化する社会情勢や教育環境に適応に対応し、町民の信頼に応える教育行政を推進してまいります。

各分野における 方向性と取組み

1. 人格形成と生きる力の基礎を培う幼児教育の推進

新型コロナウイルス感染症は3年余りにわたり、各学校の活動や、社会教育事業・行事などについて、中止、縮小などの制限がなされ、大きく変化してまいりましたが、5月8日より感染症法第5類への移行により、少しずつ元の生活に戻す対策を図り、「新しい日常としての生涯学習」を創つ

「教育支援専門員」を配置し、町部局である「子育て世代包括支援センター」などとの連携により、就学等に係る子育ての相談体制や児童虐待に対する対応も充実いたします。

認定こども園については、協議内容をさらに具体的な計画レベルに高め、機能や設置場所の決定など、町長部局とのプロジェクト体制を整え、加速的に開設に向けた取組みを進めます。

2. 未来を切り拓く力の育成

未来を切り拓く力の育成には、義務教育における学びが子どもたち一人ひとりの「生きる力」となることが大切です。個々の能力を伸ばす対策を講じていくとともに、「心の教育」についても教育支援専門員を配置し、全体的に必要な加配教員の積極的な配置によるきめ細かな指導を行い、学習環境や指導体制の充実を図るために、次の主な事業を実施してまいります。

近年、A.I（人工知能）の技術が発展したことにより、多くの業種でA.Iが導入されており、教育での活用検討も加速しております。現在、文部科学省においてもメリット・デメリットが協議されていますので、「A.Iと教育」について学校現場とも協議し進めます。

3. 社会の変化に対応した教育の推進

学校教育を取り巻く情勢は、年大きく様変わりしており、社会の変化に対応した教育の推進が求められていることから、次の主要な事業を行ってまいります。

I.C.T教育を推進するため、教職員への支援を継続するとともに、各学校における特色ある教育活動の推進、コミュニケーション・スクールコードィネーターの派遣による地域の教育資源を活用した教育活動の推進を図ります。

A.I（人工知能）の技術が発展したことにより、多くの業種でA.Iが導入されており、教育での活用検討も加速しております。現在、文部科学省においてもメリット・デメリットが協議されていますので、「A.Iと教育」について学校現場とも協議し進めます。

いじめ対策では、日常の観察や定期的なアンケートの実施により、早期発見に努めるとともに「オホーツク地域いじめ問題等対策連絡協議会」にて事例による対応策等の知識の習得を図り、未然防止を行っています。この間「町民海

に努めます。

3. 社会の変化に対応した教育の推進

学校教育を取り巻く情勢は、近年大きく様変わりしており、社会の変化に対応した教育の推進が求められていることから、次の主要な事業を行ってまいります。

I.C.T教育を推進するため、教

「外派遣事業」や「外国语指導助手の採用」等により国際理解教育を推進しており、引き続き次の主な事業を行ってまいります。

外国语指導助手を幼稚園や保育所、小・中学校等に派遣し、国際理解教育の推進を図ります。

令和元年度まで清里高校生海外派遣事業によるニュージーランド派遣が行われておりましたが、本年度からは「中・高校生海外派遣研修事業」として新たな事業展開により進めます。

5. 多様性を認め合い、つながりと生きる力を育む学びの充実
多様性（ダイバーシティ）を認め合い、つながりと生きる力を育む学びの充実のために、今後も団体と教育委員会が連携し、次の主な事業を行ってまいります。

LGBT（性的マイノリティ）や障がいの有無、国籍や人種など、個々の多様性を受け入れ、尊重して社会生活を送ることができる考

えを基本とした「インクルーシブ教育」に努めます。
ことぶき大学をとおして、高齢者の学びを地域で活かす学習活動の推進を図ります。

を育むスポーツの推進

心身ともに健康で充実した生活を営むために、ライフステージに応じた運動やスポーツを行うことができる環境を整えることが必要

です。健康づくりとスポーツ活動の推進を図るため、次の主な事業

を行つてまいります。

ポーツに親しむ機会の創出と、スポート団体への支援を行います。

各種事業や講座を通じたコミュ二ティづくりの推進を図ります。

7. 郷土愛を育み、生きがいと豊かな暮らしを創造する文化活動の

推進

郷土愛を育み生きがいと豊かな暮らしを創造する文化活動の推進

進には、文化団体と教育委員会が連携した活動の展開が必要不可欠

になります。若年層をはじめ幅広

い世代が文化・芸術に触れる機会を提供するため、次の主な事業を行ってまいります。

町民文化祭の実施による文化活動の成果を発表する機会の創出を図ります。

龍神太鼓の継承により、郷土愛を育む学習を推進します。

する読書活動の推進

インターネット環境の普及により読書離れが進んでいます。この

よる臨時教職員を配置し、きめ細かな指導による学校運営を図ります。

清里小学校の大規模改修事業は昨年度で完了しましたが、本年度は教職員住宅の改修を実施するとともに、国の補助事業を導入し建設する、令和6年度以降の教職員住宅の新築に向けた実施設計を行います。

むすびに

令和5年度の基本方針と主な施策について申し上げましたが、冒頭述べましたとおり、計画の中間

見直しの年でありますので、すぐ
に実施する事業と、中・長期的視
野に立つて推進する事業をご理解
をお願いいたします。

教育委員会では、子どもから大人までの生涯学習を実現し、郷土の歴史と文化に誇りを持ちながら、清里町を支える人材育成に努めてまいりますので、議員各位並びに町民皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

※教育行政執行方針の全文は、町ホームページからご覧ください。

6. 誰もが健やかで、豊かな生涯

8. 知識・創造力・感性を豊かに

小学校新5年生の少人数学級指導を継続させるため、町費負担に

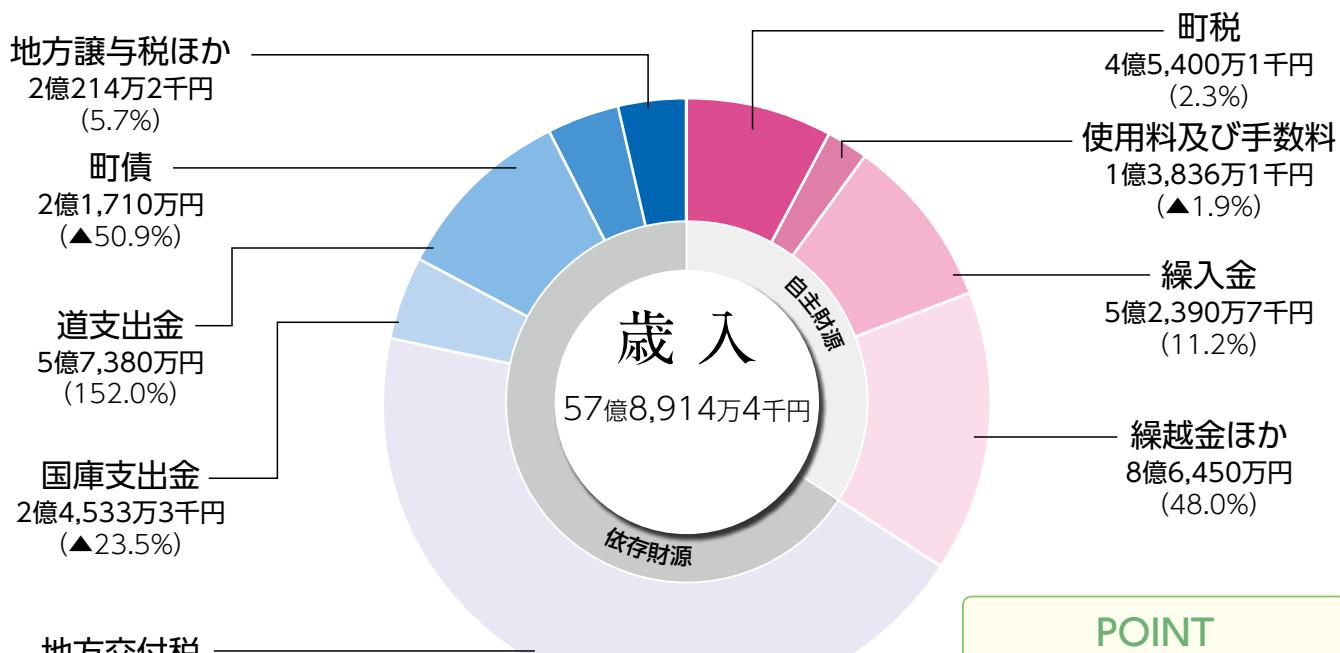
令和5年度予算と主要事業 今年のまちづくり

令和5年度一般会計予算は57億8,914万4千円で、前年度より4億114万4千円(7.4%)増額となりました。予算編成に当たっては、全事業の評価と検証を行い、施策の優先度を勘案した事務事業の見直しや、積極的な有利性のある財源の確保を行っています。

今年度は統一地方選挙の年であり、骨格予算(※)

となっているため、当初予算と6月補正予算の合計額を掲載しています。

※骨格予算：首長選挙を控えた自治体が、人件費などの必要最低限の予算を計上した予算のこと。選挙後の補正予算で、首長の意向を反映させた事業などを肉付けしていきます。



()内は前年度比

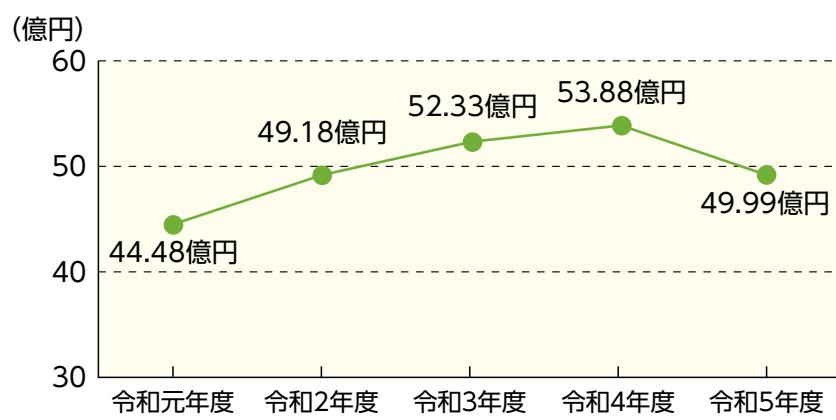
POINT

歳入内訳は、町税などの自主財源が34.2%、地方交付税などの依存財源が65.8%を占めています。

●一般会計当初予算額の推移

令和5年度当初予算は、4月に町長選挙が行われたことから、義務的な経費を中心とした骨格予算として編成しました。人件費、扶助費、公債費などの義務的経費および継続的に事業を進めている施設整備費のほか、町民生活に密着した重要な事業や社会への早急な対応が求められる事業など、切れ目のない対応を要するものについて予算措置を行っています。

*令和元年度及び令和5年度予算が骨格予算での編成となっています。



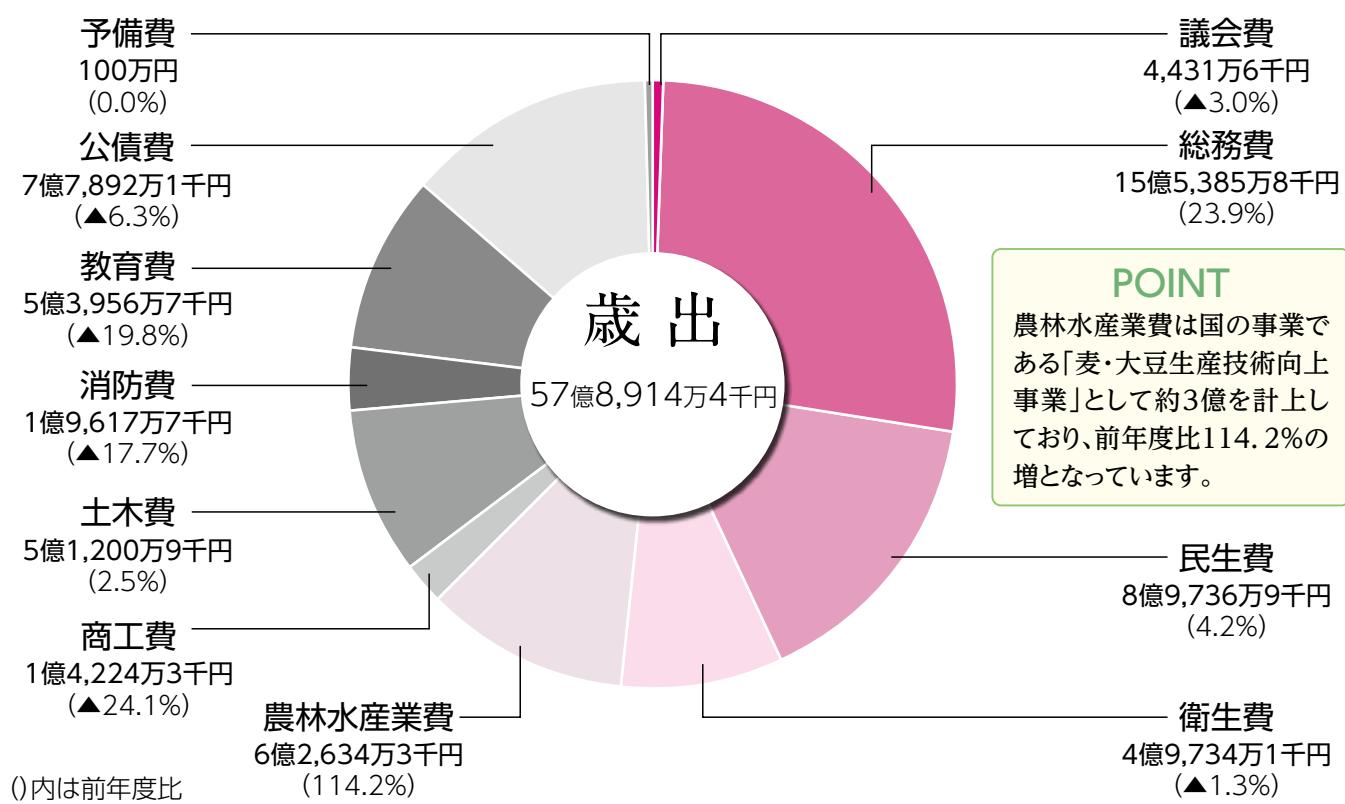
●語句の説明

【歳出】

議会費…町議会の運営に使われる
総務費…役場の組織運営や財産管理などに使われる
民生費…子どもや高齢者の福祉などに使われる
衛生費…健康増進やごみの処理などに使われる
農林水産業費…農業や林業の振興などに使われる
商工費…商工業や観光の振興などに使われる
土木費…公共施設の整備や維持管理などに使われる
消防費…消防や災害防止などに使われる
教育費…学校の運営やスポーツ振興などに使われる
公債費…地方債の償還に使われる
予備費…緊急を要する場合などに使われる

【歳入】

自主財源…町が自主的に集められるお金
依存財源…国や道から交付されるお金や町債
町税…町に収める税金(固定資産税など)
使用料及び手数料…公共施設の利用料金や各種証明書の発行手数料
繰入金…基金などから一般会計に繰り入れるお金
地方交付税…すべての自治体が一定の行政サービスを行えるよう国が交付するお金
国庫支出金…各種事業に対して国が交付するお金
道支出金…各種事業に対して道が交付するお金
町債…各種事業に対して借り入れするお金
地方譲与税…国税として集められ、市町村に譲与されるお金



●令和5年度特別会計予算額

	令和5年度	令和4年度	増減率
介護保険事業	4億9,586万8千円	4億8,141万円	3.0%
国民健康保険事業	7億2,008万5千円	7億6,123万3千円	▲5.4%
後期高齢者医療	8,644万7千円	8,102万3千円	6.7%
簡易水道事業	6,801万7千円	5,589万1千円	21.7%
農業集落排水事業	2億682万9千円	1億4,578万円	41.9%
焼却事業	1億1,693万1千円	1億29万5千円	16.6%
小水力発電事業	7,500万2千円	6,100万1千円	—

今年の主要事業一覧

1 地域の産業で活力と活気を生み出すまち

■ 特産品

ふるさと特産品 P R (ふるさと納税返礼) 事業 【継続】	1,219万1千円
ふるさと寄附金の寄附者に対する寄附証明書や返礼品等の送付に係る委託料	

■ 農業

ジャガイモシロシステムセンチュウ緊急防除対策事業 【継続】	556万9千円
ジャガイモシロシステムセンチュウ防除区域における、国の緊急防除対策事業の実施に係る協力金	

農地整備事業 【継続】	5,699万1千円
畠の土壤条件等の改善のために実施する道営農地整備事業に係る近隣町出作者に係る町負担金など	

農業振興事業費補助事業 【継続】	1,739 万円
病害虫対策や乳生産対策をはじめとする、農畜産物の安定的生産や現状課題の解決に向けた取組みに対する補助	

清里町酪農ヘルパー利用組合運営費補助・家畜ワクチン接種助成事業 【継続】	106 万円
酪農ヘルパー利用組合の運営に係る補助及び優良な乳用牛と肉用牛の生産のためのワクチン接種に係る補助	

■ 林業

造林推進事業費補助事業 【継続】	305万2千円
民有林所有者の森林整備に要する経費を軽減するための補助	

清里町林業事業者補助事業 【新規】	494万8千円
林業事業者に対する経営安定化を図るための補助	

森林整備推進事業 【継続】	581万2千円
森林環境譲与税を活用した旧江南牧場への植栽に係る費用	

町有林下刈・徐間伐・新植事業 【継続】	1,161万4千円
町有林管理計画等に基づく下刈りや徐間伐、新植にかかる費用	

植樹祭事業 【継続】	55万7千円
樹木の大切さを理解・普及させるための植樹祭開催に係る費用	

各主要事業とその予算額についてご紹介します。

■ 観光業

観光協会補助・観光振興事業補助事業【継続】 2,329万3千円

よさと観光協会への団体補助及び各種観光事業への補助

清里オートキャンプ場・江南パークゴルフ場・観光施設管理事業【継続】 3,673万3千円

オートキャンプ場やパークゴルフ場、その他観光施設等の維持管理業務のアウトソーシングに係る委託料

観光地環境調査事業【新規】 330万円

神の子池周辺整備における環境と生態系に及ぼす影響調査に係る委託料

産業まつり実行委員会補助事業【継続】 500万円

新たに商工会に事務局を移行して取り組む、ふるさと産業まつりの開催に対する補助

■ 商工業

商工会補助・商工振興事業補助事業【継続】 3,348万8千円

清里町商工会への人件費等の補助及びきよポンカードを活用した消費喚起対策等に対する補助

地域貢献型スタートビジネス支援事業【継続】 357万9千円

店舗の新築や空き店舗の活用等により、地域課題の解決に寄与する事業者に対する補助

店舗改修等支援事業【継続】 280万円

事業所の生産性・作業効率の向上に寄与する店舗の改修や設備投資に係る経費補助



今年の主要事業一覧

2 未来を切り拓く力を育む生涯学習推進のまち

■ 学校教育

教職員住宅修繕事業【新規】	2,507万円
---------------	---------

老朽化している教職員住宅の内装や断熱、外装修繕に係る費用

遠距離通学バス業務委託事業【継続】	6,800万7千円
-------------------	-----------

遠距離通学する小中学生のための、バス4路線の運航に係る委託料

清里高等学校総合支援対策事業【拡充】	2,034万5千円
--------------------	-----------

部活動支援や進路選択支援をはじめとする清里高等学校の存続に向けた各種支援事業に係る費用

学校給食費補助事業【継続】	1,880万1千円
---------------	-----------

保護者が負担する給食費相当額の補助

新入学児童記念品贈呈事業【継続】	113万4千円
------------------	---------

新入学児童へのランドセル及び防犯ブザーの贈呈に係る費用

GIGAスクール授業支援備品購入事業【継続】	457万2千円
------------------------	---------

ICT教育を推進するための小中学校に導入するGIGAスクール授業備品の整備費用



各主要事業とその予算額についてご紹介します。

■ 社会教育

中高校生海外派遣研修事業【新規】	1,161万5千円
------------------	-----------

友好都市であるニュージーランドモトエカへ中・高校生 2 学年を派遣するための費用

生涯学習総合センター冷暖房設備修繕事業【新規】	587万円
-------------------------	-------

学習センター冷暖房設備の経年劣化による駆動部材の交換・オーバーホールに係る費用

清里みらい塾事業【継続】	118万3千円
--------------	---------

町民に学習機会を提供するための、講演会やグループワークなどの清里みらい塾開催に係る費用

外国人英語講師事業【継続】	1,073万円
---------------	---------

各学校等への外国人英語指導助手の派遣に係る委託料

■ スポーツ・文化

緑スキー場リフト整備事業【新規】	1,485万円
------------------	---------

リフト設備（減速機）のオーバーホール・経年劣化した主要部材の交換に係る費用

ステージ公演補助事業【継続】	300万円
----------------	-------

町民に優れた芸術文化の鑑賞機会を提供するステージ公演の開催に係る補助

スポーツ・文化施設管理業務委託事業【継続】	3,955万1千円
-----------------------	-----------

図書館やトレーニングセンター、町民プール等のスポーツ施設・文化施設の運営管理委託料



今年の主要事業一覧

3 地域や人とのつながりを感じながら住み続けられるまち

■ 高齢者福祉

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画事業【新規】 496万7千円

老人福祉法に基づく老人福祉計画および介護保険法に基づく事業計画を一体的に策定するための委託料

介護老人保健施設きよさと指定管理委託事業【継続】 4億476万6千円

介護老人保健施設きよさとの運営に係る指定管理料

ケアハウスきよさと運営事業【継続】 8,613万7千円

ケアハウスきよさとの運営に係る委託料

地域包括支援センター運営事業【新規】 423万9千円

社会福祉協議会から町に移管して行う、地域包括支援センターの運営に係る費用

高齢者等の暖房費等支援事業【継続】 208万6千円

低所得高齢者世帯等の生活困窮者に対する冬期間の暖房費支援

■ 地域福祉

社会福祉協議会補助事業【継続】 1,960万円

社会福祉法人補助金交付要綱に基づく、社会福祉協議会の入件費補助

認知症対応力向上事業【継続】 90万2千円

介護職員等の認知症ケアスキルの向上を図るために研修会参加費補助



各主要事業とその予算額についてご紹介します。

■ 障がい者福祉

難病者等通院交通費支援事業 【継続】	166万3千円
--------------------	---------

障がい者や特定疾患患者の経済的負担軽減のための、通院・通所に対する交通費の助成

障がい者計画・障がい福祉計画策定事業 【新規】	429万6千円
-------------------------	---------

障害者基本法、障害者総合支援法に基づく、計画策定に係る委託料

権利擁護普及事業 【継続】	318万円
---------------	-------

認知症の方などの財産管理等を支援するために行う、法人後見事業の実施に係る委託料

障害者生活支援事業 【継続】	1億4,180万円
----------------	-----------

障がい者の自立を支援するための総合的な支援、認定及び給付を行うための費用

■ 保健

ミニドック・脳ドック事業 【継続】	771万7千円
-------------------	---------

特定健康診査やがん検診などのミニドック検診、脳疾患の早期発見のための脳ドック検診の実施に係る費用

帯状疱疹任意予防接種助成事業 【新規】	58万8千円
---------------------	--------

50歳以上の希望者へ行う、帯状疱疹ワクチン接種の助成に係る費用



今年の主要事業一覧

3 地域や人とのつながりを感じながら住み続けられるまち

■ 地域医療

清里町診療所運営支援事業 【継続】	2,800万円
-------------------	---------

清里町の医療体制を確保することを目的とした診療所への運営費補助

■ 子育て支援

斜里地域子ども通園センター運営費負担事業 【継続】	457万9千円
---------------------------	---------

発達遅延などの障がいを持つ児童に対して支援を行うために必要なセンター運営費の一部負担金

子ども・子育て支援事業計画策定事業 【新規】	286万8千円
------------------------	---------

子ども・子育て支援法に基づく事業計画策定に向けた、実態調査に係る委託料

子育て支援保育料補助事業 【継続】	774万円
-------------------	-------

国の幼児教育・保育無償化の対象外となっている入園・入所児の保護者に対する保育料の全額補助

子ども・子育て支援対策事業 【継続】	820万2千円
--------------------	---------

保育所園児の給食費の全額補助

妊娠初回産科受診料助成事業 【新規】	25万円
--------------------	------

全妊婦に対して行う、初回産科受診料の助成に係る費用

出産祝い金支給事業 【継続】	80万5千円
----------------	--------

新生児一人当たり5万円の祝い金支給に係る費用

ファミリーサポートセンター補助・利用料助成事業 【継続】	21万円
------------------------------	------

ファミリーサポートセンターの体制強化と利用促進のため、協力会員への報酬及び利用料への助成に係る費用

■ 幼児教育

幼児教育推進事業 【継続】	500万円
---------------	-------

幼児教育の振興を目的とした、私立幼稚園の運営費補助

認定こども園推進事業 【継続】	82万1千円
-----------------	--------

認定こども園の設置に向けた先進地視察費、指導・助言に係るアドバイザリー業務委託料など

各主要事業とその予算額についてご紹介します。

4 快適で安全な環境が整ったまち

■ 上下水道

集落地域飲用水施設整備事業【新規】

230万円

未給水区域における、飲用水井戸等の整備に要する経費の補助

■ 公共交通

地域公共交通対策・計画策定事業【継続】

2,028万5千円

ハイヤー利用助成事業や地域公共交通計画の策定に係る費用

■ ごみ処理

ごみ処理業務委託事業【拡充】

6,071万5千円

ごみの収集・処理業務に係る委託料

清掃センター機器類等補修事業【継続】

1,422万3千円

経年劣化が顕著な清掃センターの飛灰運搬コンベヤの交換に係る費用

■ 住宅、移住・定住

公営住宅改修事業【継続】

4,057万3千円

清里町営住宅等長寿命化計画に基づき行う、上斜里団地の屋根や外壁、断熱材等の改修に係る費用

住環境づくり促進事業【継続】

600万円

住環境の向上を図るための、住宅リフォーム費用や住宅解体費用の助成に係る費用

移住定住促進交付金事業【新規】

377万円

移住者・定住者が住宅を取得した際に交付する支援交付金

公営住宅建設工事実施設計業務委託事業【新規】

592万9千円

清里町公営住宅等長寿命化計画に基づき行う、1棟4戸の住宅建設に係る実施設計委託料

今年の主要事業一覧

4 快適で安全な環境が整ったまち

■ 道路・橋梁

道路橋梁指定管理業務委託事業【継続】 1億3,112万8千円

道路橋梁及び河川の維持管理に係る指定管理料

除雪車更新事業【継続】 4,068万1千円

老朽化が進んでいる除雪車両の更新に係る費用

調査・測量事業【継続】 1,614万9千円

計画的な道路橋梁及び河川の改修・補修整備計画の樹立と各事業の実施に向けた調査・測量に係る委託料

道路維持補修事業【継続】 4,876万1千円

道路橋梁及び河川の施設維持・補修に係る委託料

橋梁長寿命化事業【継続】 1億2,284万円

老朽化した橋梁の補修及び予防的修繕に係る費用

道路保全事業【継続】 6,800万円

老朽化した幹線町道の舗装修繕に係る費用

道路維持作業車更新事業【新規】 790万1千円

道路維持作業車の老朽化に伴う車両更新に係る費用



各主要事業とその予算額についてご紹介します。

5 きれいな風景に包まれて安心して生活できるまち

■ 救急・防災

防災訓練事業【継続】

167万1千円

防災訓練の実施に係る費用

■ 景観・環境美化

花壇・植樹帯等整備事業

200万9千円

美しい景観づくりのために行う、市街地や公共施設の花壇・植樹等の整備に係る費用



今年の主要事業一覧

6 みんなの気持ちと行動でまちづくりに取り組むまち

■ 広報・広聴

広報制作業務委託事業【拡充】	862万9千円
----------------	---------

全ページフルカラー印刷となった広報誌の制作業務委託料

ホームページサイト更新事業【新規】	800万円
-------------------	-------

ホームページの全面リニューアルに係る委託料

■ 自治

地方公会計財務書類作成支援業務委託事業【継続】	220万円
-------------------------	-------

地方公会計制度に基づく財務書類作成等に係る委託料

デジタル社会実現に向けた DX 推進事業【新規】	2,000万円
--------------------------	---------

DX を活用したまちづくりを推進するために行う、町の現状分析や将来像の整理、各種課題解決のための環境整備に係る委託料

地域交流拠点施設整備事業【新規】	455万5千円
------------------	---------

地域交流拠点施設内に設置するコミュニティスペースの備品整備等に係る費用

地域活動推進事業交付金事業【継続】	1,000万円
-------------------	---------

自治会や各種団体をはじめ、住民自らが行う地域活動や提案型のまちづくり活動に対する交付金

役場庁舎冷房改修事業【継続】	2,425万2千円
----------------	-----------

近年の酷暑に対応するために行う、役場庁舎への冷房設備設置に係る費用

職員単身者住宅建設事業【新規】	7,851万9千円
-----------------	-----------

令和4年度に実施設計を行った職員単身者住宅1棟4戸の建設に係る費用

清里町資格職員確保支援事業【新規】	195万1千円
-------------------	---------

町で採用した資格職の職員を対象とした、在学中に貸与を受けた奨学金の返還支援に係る費用

イントラネット業務支援事業【継続】	880万円
-------------------	-------

専門性が要求されるイントラネット（府内ネットワーク）業務について、専門のシステムエンジニアの派遣を受けるための費用

各主要事業とその予算額についてご紹介します。

■ 自治

会議用 Wi-Fi 整備事業 【新規】	290万円
---------------------	-------

職員専用の Web 会議、研修等に利用するインターネット回線整備に係る費用

行政サービス経営診断事業 【継続】	110万円
-------------------	-------

外部専門家（土業）への行政サービス委託事業を中心とした、サービス向上に向けた経営改善サポートに係る委託料

職員派遣研修・職員研修講師招へい事業 【継続】	337万5千円
-------------------------	---------

職員の資質向上を図るため、役職や年齢層に合わせて実施する研修の開催費や職員の派遣に係る費用

行政基幹システム改修・住民基本台帳ネットワーク機器更新事業 【継続】	1,706 万 1 千円
------------------------------------	--------------

行政基幹システムや住民基本台帳ネットワーク機器の更新・改修に係る費用

旧江南小学校等解体設計業務委託事業 【新規】	595万1千円
------------------------	---------

旧江南小学校の解体設計に係る委託料



ぜひ、ご活用ください!
住民の皆さんを応援する

「まちの支援事業」

ここまでに、今年度の主要事業とその予算額についてご紹介しました。これからは、町民の皆さんの生活を応援する各種支援事業をご紹介します。対象要件など、気になることがありましたらお気軽に担当課までご連絡ください。

子育て世帯への支援



ファミリーサポートセンター事業

子育て支援センター 電話:0152-25-2100

子育ての援助を受けたい方と援助ができる方(有償ボランティア)のマッチングを行い、援助を受ける方の利用料と援助をする方の報酬にそれぞれ補助を行います

安心出産支援事業

保健福祉課子ども・子育てグループ 電話:0152-25-2100

町外への産科医療機関への通院に要する交通費の一部を助成します。

出産祝い金支給事業

保健福祉課子ども・子育てグループ 電話:0152-25-2100

子育てに要する経済的負担の軽減を図るため、出産祝い金を支給します

乳幼児おむつ用ごみ袋支給事業

保健福祉課子ども・子育てグループ 電話:0152-25-2100

2歳までの乳幼児を養育する保護者に紙おむつ用ごみ袋を子ども1人につき100枚支給します

不妊治療助成事業

保健福祉課保健グループ 電話:0152-25-3850

特定不妊治療や人工授精など、保険適用となる不妊治療の自己負担分を助成します

産後ケア事業

保健福祉課保健グループ 電話:0152-25-3850

出産後1年未満のお母さんと赤ちゃんを対象に、助産師による産後の乳房ケアや相談支援などを行います

子育て支援アプリ情報配信事業

保健福祉課保健グループ 電話:0152-25-3850

予防接種履歴や成長記録の管理など、母子健康手帳と合わせて活用できるスマートフォンアプリを配信します

保育所園児の給食費補助

保健福祉課保育所グループ 電話:0152-25-3182

町立保育所の保護者が負担する給食費相当額を補助します

子育て支援医療費助成事業

町民課町民生活グループ 電話:0152-25-2157

医療保険に加入している高校生までの子どもの医療費自己負担額の全額を助成します

未熟児養育医療給付事業

町民課町民生活グループ 電話:0152-25-2157

出生時の体重が2,000g以下の未熟児の入院養育にかかる医療費の給付を行います

奨学金制度

生涯学習課学校教育グループ 電話:0152-25-2139

高校や大学に在学中で、要件を満たした学費の支弁が困難な方を対象に、学費の支援を行います

就学援助

生涯学習課学校教育グループ 電話:0152-25-2139

経済的な理由により、小・中学校に通う子どもの学用品代等の納入などに困窮している世帯に対して、修学旅行費等の一部を補助します

学校給食費補助事業

学校給食センター 電話:0152-25-2730

幼稚園児・小学生・中学生の保護者が負担する給食費相当額を補助します

農業者への支援



家畜ワクチン接種助成事業

産業建設課産業振興グループ 電話:0152-25-2153

優良な家畜の生産と家畜伝染病の蔓延防止を図るため、家畜へのワクチン接種にかかる費用の3分の1以内の額を補助します

農業振興資金貸付事業

産業建設課産業振興グループ 電話:0152-25-2153

農業経営安定化のために農業者が自主的に行う事業に対して、農業者には500万円以内、農業生産法人・農業者の組織する団体へは1,000万円以内を貸し付けます

農業振興事業費補助事業

産業建設課産業振興グループ 電話:0152-25-2153

農業経営の強化を図るため、安定的な生産を維持していくための取組みや、現状課題の解決に向けた取組みなどに對して支援を行います

高齢者・障がい者支援



ハイヤー利用助成事業

企画政策課まちづくりグループ 電話:0152-25-2135

70歳以上の方や妊婦の方、身体、精神障がい者手帳等を所有している方などを対象に、ハイヤー利用助成券を交付します

救急医療情報キット交付事業

保健福祉課福祉介護グループ 電話:0152-25-3847

70歳以上の在宅高齢者を対象に、かかりつけ医や持病などの必要な情報を冷蔵庫に保管し、救急時にスムーズな対応ができる情報キットを交付します

水道安否確認システム

保健福祉課福祉介護グループ 電話:0152-25-3847

70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、水道料の自動検針システムを活用し、24時間水道の使用がない場合、町に警報が入り安否確認を行います

高齢者緊急通報システム

保健福祉課福祉介護グループ 電話:0152-25-3847

ひとり暮らしの高齢者などを対象に、緊急通報装置付きの電話機を貸与し、急病など緊急時の連絡体制を整備します

温泉施設利用確認カード発行事業

保健福祉課福祉介護グループ 電話:0152-25-3847

70歳以上の方を対象に、町内の温泉施設を140円で利用できる温泉施設利用確認カードを発行します

配食サービス事業

保健福祉課福祉介護グループ 電話:0152-25-3847

65歳以上の高齢者で、記憶力の低下などにより炊事の能力が不十分で家族の支援が受けられない方などを対象に、定期的に食事を提供し、あわせて健康状態や安否の確認を行います(1食300円の自己負担)

高齢者等の暖房費等支援事業

保健福祉課福祉介護グループ 電話:0152-25-3847

低所得高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯などの生活困窮者に対し、冬期間の暖房費の支援を行います

成年後見利用支援事業

保健福祉課福祉介護グループ 電話:0152-25-3847

認知症などで判断能力が十分でない方が成年後見制度を利用する際に、成年後見審判の申立方法や申立費用などの支援を行います

権利擁護普及事業

保健福祉課福祉介護グループ 電話:0152-25-3847

知的障がいや精神障がいなどで判断能力が十分でない方が、金銭管理や法律行為を行う際の判断が不十分な場合において、成年後見による権限が与えられた後見人などが財産管理や身上監護を支援し、地域での暮らしを可能にできるよう、法人後見事業を委託し行います

除雪困難者に対する支援事業

保健福祉課福祉介護グループ 電話:0152-25-3847

概ね65歳以上の高齢者のみで構成されている非課税世帯の方などを対象に、公道までの距離などの一定の要件を満たした区間の除雪を行います

高齢者世帯等のごみ収集取扱

保健福祉課福祉介護グループ 電話:0152-25-3847

介護保険の要介護認定者または身体障がい者手帳1~4級の交付を受けた方で、同一世帯にごみを搬出できる方がいない場合に、玄関口などの指定した場所にごみ収集を行います

障がい者支援施設等通所

保健福祉課福祉介護グループ 電話:0152-25-3847

交通費助成事業

障がいのある方などが町外の障がい者施設等を利用される際の交通費の一部を助成します

難病者等通院交通費助成

保健福祉課福祉介護グループ 電話:0152-25-3847

障がい者や特定疾患患者の方などの経済的負担を軽減するため、通院・通所にかかる交通費の助成を行います

介護用品支給事業

保健福祉課福祉介護グループ 電話:0152-25-3847

失禁によりオムツを使用している高齢者等のうち、在宅でご家族の排せつ支援が必要な方に対し、紙オムツ等を給付します

高齢者インフルエンザ予防接種助成事業

保健福祉課保健グループ 電話:0152-25-3850

65歳以上の町民の方を対象に、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します

高齢者肺炎球菌予防接種助成事業

保健福祉課保健グループ 電話:0152-25-3850

定期接種の対象外となっている65歳以上の町民の方に対し、肺炎球菌予防接種費用の一部を助成します

重度心身障がい者医療費助成事業

町民課町民生活グループ 電話:0152-25-2157

一定以上の障がいのある方を対象に、医療費の一部を助成します

事業を営む方への支援



地域貢献型スタートビジネス支援事業 企画政策課地域振興グループ 電話:0152-25-3601

地域課題の解決や住民生活の維持向上に寄与する新たな事業を行う事業者に対し、交付金を交付します

店舗改修等支援事業

企画政策課地域振興グループ 電話:0152-25-3601

改修及び設備導入に要する費用の3分の2以内の額を補助します(上限100万円)。なお、補助金の交付が確定してから5年度間は限度額に達するまで何度も交付を受けることができます

中小企業融資制度

企画政策課地域振興グループ 電話:0152-25-3601

中小企業融資制度による融資の利子に対し、短期運転資金1%、長期運転資金1.25%、設備資金1.5%を超える部分と保証料の全額を支給します

地域活動への支援



共創のまちづくり交付金事業

企画政策課まちづくりグループ 電話:0152-25-2135

町内で活動する団体や自治会などが行う公益的な事業に対し、1事業につき事業費の3分の2以内で、限度額を50万円として補助します

スポーツ指導者育成研修会等への 参加支援

生涯学習課社会教育グループ 電話:0152-25-2005

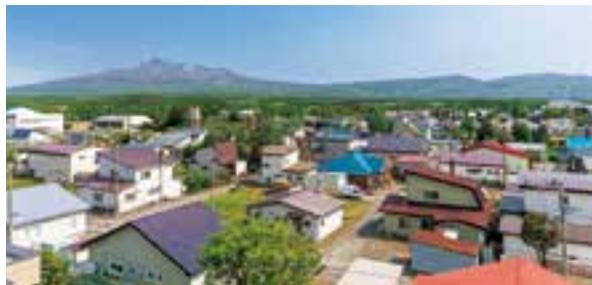
スポーツ協会加盟団体に所属するスポーツ活動の指導者やこれから指導者になろうとする方などが、指導者として研修会に参加する際の経費の一部を補助します

生涯学習活動車運行事業

生涯学習課社会教育グループ 電話:0152-25-2005

社会教育委団体やまちづくり団体による学習活動など、一定の要件を満たした事業に利用するバスの運行費用を補助します

住環境への支援



住宅用太陽光発電システム導入費補助事業 産業建設課建設グループ 電話:0152-25-3572

新たに太陽光発電システムを導入される方を対象に、設置費用の一部を補助します(出力数に応じて30万円を上限)

住宅改修等事業

企画政策課地域振興グループ 電話:0152-25-3601

住宅の改修や増築などを行う方を対象に、改修などに要する費用の3分の1以内の額を補助します(上限30万円)

住宅解体事業

企画政策課地域振興グループ 電話:0152-25-3601

住宅の解体を行う方を対象に、解体に要する費用の3分の1以内の額を補助します(上限30万円)

移住促進交付金事業

企画政策課地域振興グループ 電話:0152-25-3601

町内で住宅を新築または購入し、1年以内に清里町へ移住された方を対象に、交付金を交付します(最大200万円)

定住促進交付金事業

企画政策課地域振興グループ 電話:0152-25-3601

町内に住宅を所有しておらず、新たに住宅を取得し定住された方を対象に、交付金を交付します(新築100万円、中古50万円(上限))



高齢者の学びと生きがいづくりの場に ことぶき大学が開講中

ことぶき大学の入学式・開講式が5月19日に行われ、今年度も多くの生徒が通っています。大学では学習講義のほかにも、書道やパソコン、大正琴などのクラブ活動も行われています。クラブ活動の時間に会場を覗いてみると、書道クラブの生徒の皆さんがあいあいとお話をしながら、楽しく書道を学ばれていました。



第56回北海道消防協会 オホーツク支部斜里分会連合演習が開催

5月21日、消防斜里分会連合演習が開催されました。市街地での分列行進は雨天のため中止となりましたが、小隊訓練やポンプ操法、模擬火災訓練などが行われました。消防団の訓練の一つであり、給水から放水、撤収までの一連の手順を演じるポンプ操法では、隊員間の息の合った操法が披露されました。



清小楽しいキッズスクール農園で じゃがいも播き付け

今年度も、JA清里町と町の連携事業として「清小楽しいキッズスクール農園」の取組みが始まりました。5月24日には、じゃがいもの播き付け作業が行われ、子どもたちは種いもを一つひとつ丁寧に植えていました。今後は、中間観察会が行われ、収穫したじゃがいもは給食として提供される予定です。



ごみゼロ運動 春のWeek endが開催

5月下旬、春の雪解け時期に合わせて、ごみゼロ運動春のWeek endが開催され、各種団体による分散型の地域清掃活動が展開されました。今年度は、18団体から250名を超える方々にご参加いただき、合計で約220kgのごみが回収されました。来年度以降も、分散型での開催を予定しています。



清里高校でスイーツ開発 プロジェクトが始動

清里高校のフードデザインの授業で、地場産品を使用したスイーツ開発プロジェクトがスタートしました。2年目となる今年度は、じゃがいもと大豆、かぼちゃ、ベリーの4種類の食材を使ったメニュー開発に取り組んでいます。今後は試作と改良を重ね、今秋には商品化と販売会を予定しています。



子どもたちが練習の成果を発揮 各学校で運動会が開催

5月下旬から、町内の各学校などで運動会が開催されました。6月4日に行われた清里小学校の運動会では、徒競走や斜里川下りのほか、5・6年生による南中ソーランが披露されました。子どもたちはこの日のために積み重ねてきた練習の成果を発揮し、会場からは大きな拍手が送られていました。



より安全に鑑賞を さくらの滝に安全柵が設置

今シーズンから、町を代表する景勝地である「さくらの滝」に安全柵が設置されました。さくらの滝は、毎年約25,000人の観光客が訪れており、今年もすでにサクラマスの豪快な滝越えジャンプが始まっています。さくらの滝を訪れる際は、安全柵の内側から鑑賞するようご協力をお願いします。



J A 清里町の石井組合長が JA北海道信連の会長に就任

6月21日、JA北海道信連の総会が開催され、JA清里町の石井透さんが会長に就任されました。JA北海道信連は、信用事業を行うJAバンクの北海道本部であり、石井さんは「北海道全体を担う重責に身の引き締まる思い。組合員の経営安定のために全力で取り組みたい」と、就任にあたっての思いを話してくれました。



生活情報

町立保育所の年度途中からの入所について

令和5年度の町立保育所途中入所の申込みを受け付けます。

入所を希望する場合は、保育所グループ（清里保育所内）にお問い合わせの上、手続きを行ってください。

入所希望月	申込受付期間	
8月	7月3日(月)～	7月10日(月)
9月	7月3日(月)～	7月20日(木)
10月	8月1日(火)～	8月18日(金)
11月	9月1日(金)～	9月20日(水)
12月	10月2日(月)～	10月20日(金)
1月	11月1日(水)～	11月20日(月)
2月	12月1日(金)～	12月20日(水)
3月	1月9日(火)～	1月22日(月)

● 申込み手続き	● 受入年齢
△清里保育所 △札弦保育所 事前に保育所グループまでお問い合わせいただき、入所申込書類	満2歳6ヶ月～ 満1歳6ヶ月～

に必要事項をご記入の上、提出して下さい（申込書類は保育所グループにあります）。

保育所の入所状況によっては受け入れできない場合もあります。

● 入所決定

入所希望月の前月15日頃までに通知します。

● 問い合わせ

保健福祉課保育所グループ
(清里保育所内)

☎ 0152(25)3182

夏の交通安全運動

「夏の交通安全運動」が実施されます。

観光・夏型レジャー等に伴う交通事故防止や、自動二輪車による交通事故防止と飲酒運転根絶を図るための活動等を推進します。

夏は暑さや長距離運転などによる疲労から注意力が散漫になり、居眠り運転などの交通事故が増加する傾向にあります。いつも安全運転を心掛けましょう。

● 実施期間

7月13日は「飲酒運転根絶の日」

北海道では、飲酒運転を根絶します。

7月13日(木)～22日(土)

● 飲酒運転根絶の日



ぜひ、ご利用ください

令和5年度から対象者拡充ハイヤー利用助成券を交付しています

【対象者】

- 70歳以上の方（免許の有無は問いません）
 - ※ 70～74歳の方へは半額助成
- 妊婦の方
- 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳または療育手帳を所有している方
- 指定難病医療受給者証を所有、かつ運動に障がいを来す疾患である神経・筋疾患を有する方（パーキンソン病、大脳皮質基底核変性症、重症筋无力症、多発性硬化症／視神経脊髄炎、脊髄小脳変性症の方など）

【申請方法】

申請書を用意していますので、役場企画政策課、札弦支所、緑支所または保健センターまでお越しください。

【申請に必要なもの】

- 氏名及び生年月日がわかるもの
- 障がい者手帳、母子手帳、指定難病医療受給者証（該当者のみ）

《問い合わせ》 企画政策課まちづくりグループ ☎ 0152(25)2135

すことができる社会を目指して、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」を制定し、7月13日を「飲酒運転根絶の日」に定めています。

●問い合わせ

企画政策課まちづくりグループ
☎ 0152（25）2135

**電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業
(非課税世帯3万円給付事業)**

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、プッシュ型による現金給付（1世帯あたり3万円）を行います。

●対象世帯 世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

●基準日 令和5年6月1日時点

で清里町に住所がある世帯

●給付額 1世帯あたり3万円

対象世帯の世帯主に対して文書でお知らせします。給付金を受け取らない場合や振込口座を変更したい場合などを除き、一定期間経過後、確認している口座にお振り込みします。

※基本的には昨年度実施した「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急

支援給付金」の情報を利用しますので、今回新たに非課税世帯となつた場合や世帯員に変動があつた場合は、申請が必要となる場合があります。

●実施時期

7月上旬頃、対象世帯にお知らせを送付し、1ヶ月程度で口座にお振り込みします。また、申請が必要な場合の申請期限は9月30日(土)となっています。

●問い合わせ

町民課町民生活グループ
☎ 0152（25）2157

社会福祉協議会へ寄付
(老健きよさと・ケアハウスきよさと含む)
**あたたかなお気持ちありがとうございます
(令和5年5月受付分)**

社会福祉協議会へ寄付

(老健きよさと・ケアハウスきよさと含む)

●寄付金

櫛引 政明さん（向陽北）

安藤 忍さん（向陽東）

安藤 幹子さん（向陽西）

美馬 廣子さん（向陽北）

佐々木 秀男さん（向陽東）

●お品物

清里町へ寄付

●寄付金

櫛引 政明さん（向陽北）

帯状疱疹予防接種費用の助成を行います

帯状疱疹は、多くの人が子どもの時に感染する水ぼうそうのウイルスが原因で、年齢や疲労、病気などで免疫力が弱った時に発症しやすくなります。町では、7月1日から接種費用の半額助成を開始しました。

●助成対象者 接種時に満50歳以上の町民

●ワクチンの種類

帯状疱疹不活化ワクチン（2回接種が必要です）

●助成回数 2回

●自己負担額

1回につき11,750円（接種費用23,500円の半額）

接種時に自己負担額をお支払ください

●実施医療機関 きよさとクリニック

※きよさとクリニック以外での接種は助成対象となりません

●申込み方法

きよさとクリニックに直接予約が必要です。

令和5年4月1日～6月30日の間に接種した方に限り、接種費用の半額を償還払いで助成します。

この場合はきよさとクリニック以外の病院で接種していても対象となります。助成を受けるには令和6年2月29日までに申請が必要です。

申請方法をご案内しますので、対象の方は保健グループまでお問合せください。

《問い合わせ》 きよさとクリニック ☎ 0152（26）7155

保健福祉課保健グループ（保健センター内） ☎ 0152（25）3850

熊との遭遇に注意！

暖かくなってきたこの時期は、ヒグマが活発に活動し、目撃情報が増加する時期になります。薄暗い早朝や夜だけでなく、昼間でも住みかである山林付近は出没が多くなります。

熊との遭遇による事故を防ぐためにも、山林付近での農作業や山菜取りは、十分注意して行うようにしましょう。

● 熊との事故を防ぐには

- ▽ 一人で行動することは避けましょう
- ▽ 事前に熊の出没状況を確認しましょう
- ▽ 常に周囲に気を配りましょう
- ▽ クマスプレーや鈴、ラジオなどを携帯し、常に大きな音を出しながら行動しましょう
- ▽ フンや足跡を見たら引き返すようになります
- ▽ 熊を誘因する原因となるため、食べ物やごみは必ず持ち帰るようになります

産業建設課産業振興グループ
☎ 0152（25）2153

税情報

今月は国民健康保険税の納付月です

今月は、国民健康保険税（2期）を納付する月です。忘れずに納めてください。

● 納期限 7月31日(月)
● 納付場所

- ▽ 役場出納窓口
- ▽ 札弦支所 ▽ 緑支所
- ▽ 納付書記載の金融機関

また、国民健康保険税（1期）、

町道民税（1期）、固定資産税（1期）、軽自動車税種別割（全期）と後期高齢者医療保険料（1期）の納期が過ぎています。納め忘れている方は、早急に納めてください。

● 問い合わせ

町民課税務・収納グループ
☎ 0152（25）2136

家屋調査を行っています

次の期間間に、家屋の所在確認を行っています

調査に当たり、敷地内に立ち入りが必要とする場合がありますので、ご協力をお願いします。調査員は評価補助員証を携行しています

子どもの発達に関する相談のご案内 (斜里地域子ども通園センター)

斜里地域子ども通園センターは、斜里町・清里町・小清水町の3町の未就学児を対象に、運動面や対人・社会性に苦手意識を抱える児童に対して、週1回程度の個別療育、小集団での活動を通して様々な発達を促します。

お子さんの発達の事で、1人で悩んだりしているかもしれません。

- ◆ 抱っこを極端に嫌がったり、視線が合いにくいい
- ◆ 落ち着きがなくじっとしていられない
- ◆ 他の子に乱暴する
- ◆ 癖やこだわりが強い
- ◆ 集団になじめない、対人関係が苦手
- ◆ 育児で困っていることや相談したいことがある
- ◆ どこに相談したらよいのかわからない

等

このような悩みを抱えている方は、子ども通園センターにご相談ください。

その他にも、センター職員が保育園等でお子さんの集団での様子を確認し、今後について検討していく園児発達サポート事業、療育支援、病院（発達外来）などの専門療育機関への紹介もしています。

斜里地域子ども通園センター
ホームページはこちら▶
(斜里町ホームページ内)



《問い合わせ》
斜里地域子ども通園センター
(児童発達支援事業・障害児相談支援事業)
TEL・FAX 0152（23）6418

すので、遠慮なくお声掛けください。また、家屋（倉庫や車庫を含む）を新築・増築・取り壊した際は町民課税務・収納グループまでご連絡をお願いします。

- 期間 7～12月
- 範囲 町内全域
- 問い合わせ 町民課税務・収納グループ
☎ 0152(25)2136



おひさま広場（水遊び）

- 日時 7月10日(月)・24日(月)午前10時～
- 場所 子育て支援センター
- 内容 お庭で水遊びをします。
- 持ち物 水遊び用パンツ・タオル等。排泄が自立している子は水着も可
- 対象者 0歳児～就学前のお子さんと保護者
- 問い合わせ 放を行っています。

- 問い合わせ 保健福祉課子ども・子育てグループ
子育て支援センター
☎ 0152(25)2100

募集

令和5年度 自衛官採用試験

- | 【一般曹候補生】 | |
|----------|-----------------|
| ●応募資格 | 18歳以上33歳未満の方 |
| ●受付期間 | 9月5日(火)まで |
| ●試験日 | 9月16日(土)・17日(日) |
| ●試験会場 | 美幌町 |

- | 【航空学生】 | |
|--------|-----------|
| ●応募資格 | 試験要項による |
| ●受付期間 | 9月7日(木)まで |
| ●試験日 | 9月18日(月) |
| ●試験会場 | 美幌町 |

- | 【自衛官候補生】 | |
|----------|--------------------------------------|
| ●応募資格 | 18歳以上33歳未満の方 |
| ●受付期間 | 9月5日(火)まで |
| ●試験日 | ①9月23日(土)～25日(月)
②9月27日(水)～29日(金) |
| ●試験会場 | ①帯広市
②美幌町 |

- 問い合わせ 自衛隊帯広地方協力本部 網走地域事務所
☎ 0152(44)5743

清里町ふるさと産業まつり 復活開催！

「清里町ふるさと産業まつり」を4年ぶりに開催します！現在、実行委員会にて、内容等を協議しています。乞うご期待！！ポスターやチラシ等でご確認ください。

- 日時 9月3日(日)
午前10時～午後3時30分（予定）
- 場所 モトエカ広場



【出店者説明会を開催します】

ふるさと産業まつりの開催に先立ち、下記の日程で出店者説明会を開催しますので、出店を希望される方はご出席ください。

- 日時 7月12日(水) 午後7時から
- 場所 コミュニティセンター 2階ホール

【ボランティアスタッフを募集します】

ふるさと産業まつりは地域の皆さんで作り上げるお祭りを目指します。前日準備からお祭りに参画したい方はぜひご応募ください。イベント好きなあなた、ぜひ一緒に盛り上げましょう！

《問い合わせ》 ふるさと産業まつり実行委員会事務局（清里町商工会） ☎ 0152(25)2628

地域交流拠点施設内 コミュニティスペース 「Coshica」のご紹介

冬のオープンに向けて工事が進められている地域交流拠点施設には、テナントであるツルハドラッグの売り場のほかに「コミュニティスペース」が設置されます。買い物後のちょっとした休憩のほか、町民の皆さんのが日常のお悩みや困りごとを相談できるよう職員を配置し、カウンターも設置する予定です。

【スペースの概要】

- 名 称 きよさとコミュニティスペース Coshica (こしか)
- 面 積 50.79m²
- 収容客数 14席程度 相談カウンター2席
- そ の 他 職員1名配置予定

名前の由来

女性が手紙の文末に添える「かしこ」。実は、恐れ多い・もったいないという意味の言葉です。恐れ多くなく、もったいなくない、どんどん使ってほしい、という想いを込めて、「かしこ」を逆から読んだ「こしか：Coshica」としました。



※完成イメージ図



※完成イメージ図

【コミュニティスペースはどんなところ？】

コミュニティスペースは、ドラッグストア店舗内にあり、日常的な買い物の機会に訪れるることができます。町からの情報提供や相談を受ける窓口、ちょっとした居場所など、地域や人とのつながりを感じられる場所として、活用を広げていきます。

生活を支える買い物場所としての機能と、人と人を繋ぐ役割を担う公共施設のひとつとして、町民の皆さんから親しみを持っていただける居場所を目指します。

【活用方法】

- ・ドラッグストアでの買い物機会に、休憩や会話の場所として。
- ・身近な相談窓口として、日常の小さな困りごとの相談や各種行政サービスへつなぐ役割も。
- ・町の情報発信場所として、小規模なイベントや説明会なども予定。

地域住民の方

- 日常生活での小さな困りごと
- 支援が必要になる前段階での気づき

コミュニティスペース Coshica

- 身近な相談窓口
- 買い物後の休憩や友との会話
- ちょっとした居場所

役場など



ドラッグストアでの
買い物ついでに
気軽に立ち寄る

必要に応じて
担当部署や
サービスへつなぐ

《問い合わせ》 企画政策課まちづくりグループ ☎ 0152（25）2135

地域公共交通活性化協議会を設置します

■ 地域公共交通の構築に向けた取り組み

「地域公共交通活性化協議会」を設置します

背景

少子高齢化、運転免許返納者の増加など交通弱者が増える社会の中で、公共交通の必要性が表面化してきたことから、自治体が主体となって公共交通のネットワークづくりに取り組むことが求められています。

行政をはじめ、交通事業者や北海道、道路管理者、地域住民も含めた多様な方々が、一堂に会して交通施策の構築に向けた議論、協議を行うことが出来る「法定協議会」を設置します。町では、令和5年3月に「清里町地域公共交通活性化協議会の設置」について条例化し、令和5年7月から本格的に協議会の運用が始まります。

地域公共交通活性化協議会ができることは？

協議会が設置されると、町が主体となり、地域に適した独自の交通サービスや運行形態を構築できます。公共交通の利用者である住民の意見や、交通事業者、運輸局など、専門的知見も入れながら必要な交通ニーズを検討し、実行していきます。

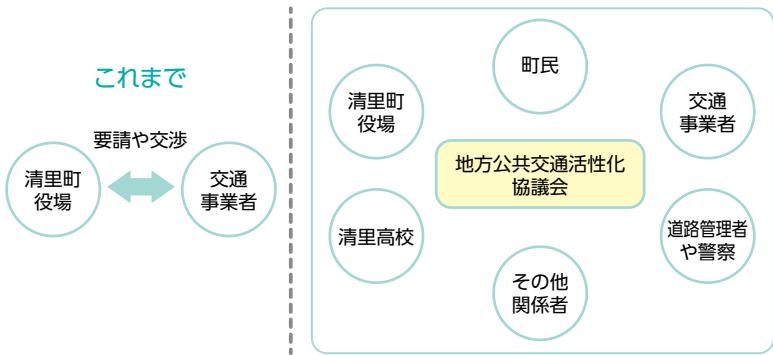
具体的な役割

- ①地域公共交通計画の策定・・・公共交通はまちづくりの支えであり、地域住民、観光客など幅広い利用者が利用しやすい交通サービスの提供を目指すべく策定する。計画に基づいて事業を推進、見直しを行っていく。
- ②財政的支援として国の補助を協議会で受けることができる
- ③運行計画や事業者選定、有償運送時の料金を協議会で決定できる
(検討すべき路線案)・札弦地区・緑地区の市街地への買い物等の移動手段、地域内移動・近隣市町村への通院の移動手段 など



今後は、法定協議会を活用しながら、町の公共交通事業を推進していきます

- ・地域の交通ニーズは年々変化していくため、実態にあわせて計画の見直しを重ねていきます
- ・令和6年度からは、可能な施策から事業を実行していきます
- ・公共交通の利用意識を高めるためにも、利用する機運を作っていくことも大切です



《問い合わせ》 企画政策課まちづくりグループ ☎ 0152（25）2135

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和5年度の保険料と保険証の一斉更新

【令和5年度の保険料額について】 令和5年度の保険料は、6月に個別にお知らせしています。

«保険料の計算方法»

$$\begin{array}{c} \text{均等割} \\ \boxed{\text{【1人当たり保険料】}} + \end{array} \quad \begin{array}{c} \text{所得割} \\ \boxed{\text{【本人の所得に応じた額】}} \\ (\text{令和4年中の所得} - \text{最大43万円}) \times 10.98\% \end{array} = \begin{array}{c} \text{1年間の保険料} \\ \boxed{\text{【限度額 66万円】}} \\ (100円未満切捨) \end{array}$$

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

●保険料の軽減

①均等割の軽減

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合	
	令和5年度	
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割	
43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割	
43万円 + (53万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割	

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。

●保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。口座振替での納付も可能なのでお申出ください。

※社会保険料控除は「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

【保険証が新しくなります（橙色→黄色）】

現在ご使用の橙色の保険証の有効期限が令和5年7月31日をもって満了となるため、7月中に新しい保険証を交付します。8月1日からは黄色の保険証をご使用ください。また、紛失したときは再交付しますので、町民課町民生活グループまでお申出ください。

●減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（水色→黄緑色）

現在ご使用の水色の減額認定証および限度証の有効期限が、令和5年7月31日をもって満了となるため、引き続き交付対象に該当する方は7月中に新しい証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の認定証をご使用ください。また、新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、町民生活グループへ申請してください。

◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	<input type="checkbox"/> 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方	
区分Ⅰ	<input type="checkbox"/> 世帯全員の所得が0円の方
	<input type="checkbox"/> 老齢福祉年金を受給されている方

◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

《問い合わせ》 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011（290）5601

町民課町民生活グループ（医療保険担当）☎ 0152（25）2157

国民健康保険からのお知らせ

保険証(被保険者証)等の一斉更新

8月1日(火)より新しくなります

国民健康保険の該当の方に交付しています保険証等は、令和5年7月31日で有効期限が切れ、8月1日からは使用できなくなります。新しい保険証等は7月中に簡易書留にて郵送しますので、受領後、新しい保険証等を使用し、現在使用している保険証等についてはご自身で破棄してください。

■国民健康保険の保険証・減額認定証 (限度額適用・標準負担額減額認定証)について

国民健康保険の保険証については、現在の緑色からエンジ色へと変更となります。

なお、国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証については、一斉更新とはなりませんので、8月以降についても必要な方は、役場町民課窓口にて更新の手続きを行ってください。その際、所得要件等によっては交付の対象とならない場合がありますので、町民課町民生活グループでご確認ください。

《問い合わせ》 町民課町民生活グループ（医療保険担当） ☎ 0152（25）2157

きよさとポイントカード「きよポン」からの
おトクなお知らせ

令和5年 7月24日(月)

上記日付に電子マネーをチャージすると、
チャージ金額の10%分が加算されます!!

※一人につき1カ月間で10万円が上限です



お問い合わせ先

清里町商工会 ポイントカード委員会
TEL/0152-25-2628

〒099-4406 斜里郡清里町水元町12番地
月曜～金曜/AM9:00～PM5:00(土曜・日曜・祝日休)

住宅用太陽光発電システムの導入を支援します

町では、再生可能エネルギーの普及事業を継続し、令和5年度においても、家庭から排出される二酸化炭素排出量を削減し環境への負荷の少ない「住宅用太陽光発電システム」を設置される方に対し、設置費用の一部を助成します。設置を予定されている方は、お問い合わせください。

■対象者

- ①清里町に住所を有し（清里町内に新たに住宅を建設又は購入し、転入する方を含む）、居住する方のうち、清里町内の住宅に発電システムを新たに設置する方、もしくは清里町内において発電システム付きの住宅（新築のものに限る）を購入する方
- ②町税及び各種手数料・使用料等を滞納していない方
- ③当該年度の3月末日までに補助事業実績報告書を提出できる方
※原則補助金交付決定後に設置できる方が該当になります。
※設置後1年間、発生電力量などのデータを報告していただきます。
※令和5年4月1日以降にすでに着手したものについては、着工後の補助金の交付申請を受け付けることができます。

■補助の対象となるシステム

省エネナビが設置されていて、未使用のもの（中古品は対象外）で、電力会社と電力需給契約を締結でき、発電システムの最大出力の合計値が10キロワット未満のもの等の条件があります。

■補助金の額

発電システムの最大出力の値（kW表示とし、小数点以下第3位を四捨五入）に6万円を乗じて得た額で、30万円が上限です。また、1,000円未満は切り捨てとなります。

●補助金の計算例

【最大出力2.955kWの場合】

6万円×2.96kW=177,000円（1,000円未満切り捨て）

【最大出力5.544kWの場合】

6万円×5.54kW=300,000円（30万円を上限）



■受付期間

令和5年7月3日(月)～令和6年1月31日(水)（令和5年度）

■申込方法

役場産業建設課に備えている所定の申請様式（町ホームページからもダウンロードできます）に必要書類を添付してお申し込みください。

町ホームページアドレス <http://www.town.kiyosato.hokkaido.jp/>

《問い合わせ・申込み》 産業建設課建設グループ ☎ 0152（25）3572

ご存知ですか？ 国民年金の主な給付の 種類と支給条件

国民年金は、日本国内にお住まいの20歳から60歳未満のすべての方が加入する公的年金です。国民年金制度に加入して保険料を納め続けることで、次のような年金を受け取ることができます。

老齢基礎年金

受給資格（期間・納付額）を満たした方が、65歳から受給できる年金です。

未納期間や免除期間がある方、65歳より前に受給される方（繰上げ請求）は、年金額が減額となります。また、66歳以降に希望して請求すれば、請求時の年齢に応じて増額された年金を受けることができます。

【令和5年度年金額】

■ 67歳以下の方（昭和31年4月2日以後生まれ）
79万5千円

■ 68歳以上の方（昭和31年4月1日以前生まれ）
79万2千600円

※金額は加入可能年数満額

遺族基礎年金

加入期間の3分の2以上保険料を納めた方、または老齢基礎年金の受給資格を持つ方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた子（18歳到達年度末までの間にある子か、20歳未満で1級、2級の障がいのある子）のある配偶者、またはその子に支給されます。

【令和5年度年金額】

子のある配偶者が受け取る時

■ 67歳以下の方（昭和31年4月2日以後生まれ）
79万5千円+子の加算額

■ 68歳以上の方（昭和31年4月1日以前生まれ）
79万2千600円+子の加算額

死亡一時金

第1号被保険者として3年以上保険料を納めた方が、年金を受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられないときに支給されます。

【一時金額】

・納付月数によって12万円から32万円

障がい基礎年金

国民年金に加入している間の病気や事故などで障がいの状態にあるときは、障がいの程度に応じて障がい基礎年金が支給されます。

初めて医師の診療を受けた日に国民年金の被保険者または20歳前で、一定の納付要件を満たしている必要があります。

障がいの程度は法令により定められていて、障害者手帳の等級とは異なります。

【令和5年度年金額】

■ 67歳以下の方（昭和31年4月2日以後生まれ）

障がいの程度1級 99万3千750円

障がいの程度2級 79万5千円

■ 68歳以上の方（昭和31年4月1日以前生まれ）

障がいの程度1級 99万750円

障がいの程度2級 79万2千600円

寡婦年金

第1号被保険者として10年以上の納付期間がある夫が、年金を受けないで死亡したときに、10年以上婚姻関係にあり生計を維持されていた妻に60歳から65歳になるまで支給されます。

【年金額】

・夫が受けることができた第1号被保険者期間に相当する老齢年金額の4分の3

年金の相談は予約をご活用ください

ご予約のお申込みは「予約受付専用電話」または「北見年金事務所」へ、基礎年金番号が分かる書類をご用意の上、電話予約してください。

△予約受付専用電話

☎ 0570（05）4890（ナビダイヤル）

050から始まる電話でおかけになる場合は

☎ 03（6631）7521

△北見年金事務所お客様相談室

☎ 0157（25）8703

△各予約窓口の受付時間

月曜日～金曜日（平日）

午前8時30分～午後5時15分

国民年金保険料がスマホアプリで納付できます

次の方法で納付ができるようになりました。

・au Pay ・d払い ・Pay B

・PayPay ・楽天ペイ

操作方法等については各決裁事業者にお問合せください。

《問い合わせ》 ねんきん加入者ダイヤルまで ☎ 0570（003）004
050から始まる電話でおかけになる場合は☎ 03（6630）2525

7月のイベントカレンダー

●保健福祉課保健グループ ☎ 0152 (25) 3850

行事	日時	場所
幼児歯科健診・フッ素塗布	12日(水)	午後0時45分～
もぐもぐごっくん離乳食教室	18日(火)	個別にご案内します
乳幼児健診	20日(木)	午後1時～
こころの健康相談	31日(月)	午前9時～

●子育て支援センター ☎ 0152 (25) 2100

行事	日時	場所
赤ちゃん広場（7～12ヶ月）	3日(月)	午前9時30分～
子育て講座 「乳幼児の緊急時の対処法」	5日(水)	午前10時30分～
おひさま広場（水遊び）	10日(月) 24日(月)	午前10時～
親子で遊ぼう土曜日開放	15日(土)	午前9時30分～
夏祭り（支援センター）	28日(金)	1 午前9時30分 ～11時30分 2 午後1時 ～3時30分

●教育委員会 ☎ 0152 (25) 2005

行事	日時	場所
いきいき水中運動教室	6日(木) 13日(木) 20日(木)	午後1時30分 ～2時30分
シニアスイミング教室	4日(火) 11日(火) 18日(火)	午前11時～正午
ひよっこクラブ	8日(土)	午前10時30分 ～11時30分
読み聞かせ会（主に0・1・2歳）	19日(水)	午前10時30分～
読み聞かせ会（3歳～小学校低学年）	20日(木)	午後2時30分～

町営住宅入居者募集

■申込期間【一般募集住宅】 7月3日(月)～7月11日(火) ■選考委員会 7月13日(木)予定

入居申込者に応じて、申込み時に必要となる書類が異なりますので、お早めの相談をお願いします。

公営住宅は一定所得を超える場合は申込みできません。また、所得に応じて4段階の住宅使用料が設定されます。
(入居後に所得が基準額を超える場合は記載以上の住宅使用料となります)

■入居資格など、詳しくはお問い合わせください

■公営住宅

団地名	住所	対象世帯	間取り	部屋番号	月額住宅使用料
青葉団地	緑町22番地5	一般世帯向け ※単身入居要件有	3DK	238号	8,600円～12,800円
			2DK	239号	8,500円～12,600円
札進団地	札弦町51番地2		2DK	267号	5,700円～8,500円
				268号	
札南団地	札弦町36番地3		2DK	212号	4,300円～6,500円
			3DK	217号	5,500円～8,200円
さくらんぼ団地	水元町35番地5	一般世帯向け	3LDK	92-24号	19,000円～28,300円
				93-35号	18,200円～27,100円
				93-36号	19,200円～28,600円
				93-39号	19,200円～28,600円
				94-44号	19,400円～29,000円
ひまわり団地	羽衣町27番地14	一般世帯向け	2DK	13-107号	18,100円～26,900円

※さくらんぼ団地（一部）・青葉団地・札進団地・札南団地のお部屋に関しましては、お申し込み後に修繕を行うため、入居まで2か月程度時間を要します。あらかじめご承知おきください。

■地域優良賃貸住宅・特定公共賃貸住宅

団地名	住所	対象世帯	間取り	部屋番号	月額住宅使用料
さつる団地	札弦町316番地5	単身向け	1LDK	96-645号	21,000円
				97-647号	
ひまわり団地	羽衣町27番地26	単身向け	1LDK	08-745号	23,000円
ふれあい団地	羽衣町39番地4	単身向け	1LDK	99-664号	21,000円
リバーサイド団地	羽衣町37番地3	単身向け	1LDK	93-617号	21,000円
				95-633号	21,000円
ふれあい団地	羽衣町39番地4	一般世帯向け	2LDK	98-727号	36,000円
				00-739号	36,000円
リバーサイド団地	羽衣町37番地3	一般世帯向け	3LDK	93-703号	41,000円
				93-704号	
				97-712号	



さくらんぼ団地
(公営住宅)



ふれあい団地



リバーサイド団地

問い合わせ 町民課町民生活グループ☎25-3577



とき 7月28日(金) 午前9時～11時30分（集合写真 午前9時30分）
午後1時～3時30分（集合写真 午後1時30分）

ところ 子育て支援センター（健康ホール・庭）

内 容

ヨーヨー釣り、的当て、輪投げなど、お祭りならではの遊びを用意しています。まだ遊べない子もお祭りの雰囲気を味わったり、親子の交流の場としてぜひご参加ください！



持ち物

飲み物、着替え、景品を入れるバッグなど



対象者

0歳～就学前までの親子

申込み

子育て支援センター（☎0152-25-2100）へお電話にて**7月14日(金)**までに、お申し込みください。

- ヨーヨー釣りは水を使っています。
- 27日(木)は研修及び夏祭り準備のため休館です。



問い合わせ

清里町子育て支援センター

（保健センター内）【開設時間】午前8時15分～午後5時（月～金曜日）

TEL 0152(25)2100

FAX 0152(25)2137

スポーツCLUB
DECO BIG 4年ぶりの開催!

第46回斜里岳ロードレース大会

清里町の秋のスポーツイベント「斜里岳ロードレース大会」が4年振りに開催されます!今大会は、ハーフマラソンコースが大きくリニューアルされるとともに、食のイベントや抽選会などの催しも行われます。清里町のシンボル「秀峰斜里岳」を望む最高のロケーションの中、爽やかに駆け抜けてみませんか?

- 日 時 9月17日(日) 10:00から順次スタート
- 申込締切 8月15日(火)まで
- 会 場 清里町生涯学習総合センター
- コース概要



■参加資格

- 健康な方で、申込みの種目を支障なく完走できる方
- 年齢起算は、令和5年9月17日(日)の満年齢
- 高校生以下の参加者は、種目を問わず保護者の承諾が必要です
- 申込用紙に必要事項を記入し、参加費を添えて大会事務局に提出してください。申込用紙は、プラネット'97と清里トレーニングセンターで配布しています

※小中学生の児童・生徒は学校での取りまとめとなります

■参 加 賞

- 参加者全員に、参加賞(記念品)と3施設から選べる清里温泉入浴券をプレゼント

■サービス

- ゴール後に、清里特産品などが当たる抽選会を実施
- 食のイベントを同時開催

- 競技種目・参加料・競技開始・制限時間 ※高校生以下の町民および清里高校生の参加は無料です。

種 目	種目別(対象)	参加料	スタート	制限時間
ハーフ マラソン	1 男子 高校生~39歳の部	一般 4,500円 高校生 3,000円	10:00	13:00(3時間) 15km地点12:00(2時間)
	2 男子 40歳~59歳の部			
	3 男子 60歳以上の部			
	4 女子 高校生以上			
5km	5 男子 中学生	一般 3,000円 高校生 2,000円 中学生 1,500円	10:00	10:45(45分間)
	6 男子 高校生以上			
	7 女子 中学生			
	8 女子 高校生以上			
3km	9 男子 小学4年生~6年生	小学生 1,000円	10:10	10:50(40分間)
	10 女子 小学4年生~6年生			
2km	11 男子 小学1年生~3年生	小学生 1,000円	10:30	10:55(25分間)
	12 女子 小学1年生~3年生			
1km (親子)	13 保護者(祖父祖母でも可)と未就学の男子	2,000円	10:20	10:35(15分間)
	14 保護者(祖父祖母でも可)と未就学の女子			
3kmフリー (表彰対象外)	15 男女(18歳以上)	一般 2,000円	10:10	10:50(40分間)

■問い合わせ 斜里岳ロードレース大会実行委員会事務局
(清里町教育委員会生涯学習課社会教育グループ) ☎ 0152(25)2005

生涯学習課社会教育グループ
☎ 0152(25)2005

主催 清里町子ども会育成連絡協議会

問い合わせ

その他

- ・ 参加した子どもには、最終日に参加賞を差し上げます。
- ・ 雨天時は中止とします。



アクアビクス教室 参加者募集！

■日程

7月14日・21日・28日

毎週金曜日 計3回

午後7時～午後8時まで

■対象 18歳以上～ 15名程度

■講師 合同会社 Okhotsk Style

■内容 「アクアビクス」とは・・アクア（水）+エアロビクス（有酸素運動）を合せた造語であり、リズミカルな音楽に合わせて水中で行うエクササイズのことです。動き自体は難しいものではありませんが、水の抵抗や浮力がかかるため、ダイエットにも効果的です。

■持ち物 水着、帽子、タオル、着替え

■その他

今年度から、ドライヤーと脱水機の利用を再開しました。

■主催・申込先

生涯学習課社会教育グループ

☎ 0152(25)2005

お知らせ 掲示板



Information

プラネット'97利用以外の駐車場利用はお控えください

プラネット'97駐車場は、ドクターへりで使用する離着陸場として登録されています。そのため、緊急の際はドクターへりが離着陸できるよう駐車場を空けなければなりません。

緊急時に備えて、プラネット'97を利用される方以外の駐車場利用はお控えいただくようお願いします。

生涯学習課社会教育グループ
☎ 0152(25)2005

小学生1～3年生の一般用プール利用時の注意

7月の夏休み期間は子どもたちがプールを利用する機会が増えます。今一度、ご家庭でプールの利用時の確認をお願いします。

■一般用プール利用時の注意

毎週土曜日と夏休み期間中の午後1時～午後3時までの間は、身長130cm以上ある子に限り、小学生～3年生も保護者の引率がなくても一般用プールを利用することができます。一般用プールは水深100cm～120cmありますので、利用の際は、充分な注意をお願いします。

生涯学習課社会教育グループ
☎ 0152(25)2005

■小学生のスイムキャップの色分け
小学生のみでプールを利用する場合は水難事故防止のため、監視員による区別がつきやすいようスイムキャップを色分けしていません。安全管理のため、ご利用の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■小中学生の利用時間
・ 小学生 午後5時まで
・ 中学生 午後7時まで

■小学生のスイムキャップの色分け
小学生のみでプールを利用する場合は水難事故防止のため、監視員による区別がつきやすいようスイムキャップを色分けしていません。安全管理のため、ご利用の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ
・ 小学1年生～3年生（黄色）
・ 小学4年生～（黄色以外の色）

今月の本棚

名探偵大集合 【期間】7月1日(土)～7月30日(日)

小説をジャンル分けしてみると、ミステリー、恋愛小説、警察小説、歴史小説、ファンタジーなど実に様々です。中でも「探偵小説」にスポットを当てました。テレビドラマで見かけるあの探偵や、まだまだ知名度の低い探偵も、小説の世界ではみんな大活躍です。個性豊かな名探偵たちが活躍する作品をぜひご堪能ください。新たな「推し」探偵が見つかるかもしれませんよ！

「探偵上水流涼子」シリーズ	柚月 裕子 著
「捷上今日子」シリーズ	西尾 維新 著
「浅見光彦」シリーズ	内田 康夫 著
「ガリレオ」シリーズ	東野 圭吾 著
「ススキノ探偵」シリーズ	東 直己 著
「刀城言耶」シリーズ	三津田 信三 著
「帝都探偵絵図」シリーズ	三木 笠子 著
「金田一耕助」シリーズ	横溝 正史 著
「名探偵の証明」シリーズ	市川 哲也 著
「名探偵コナン」シリーズ	青山 剛昌 原作



「防犯探偵・榎本」
シリーズ
貴志 祐介 著



「静おばあちゃん」
シリーズ
中山 七里 著



「思い出探偵」
シリーズ
鎌木 蓮 著



「三世代探偵」
シリーズ
赤川 次郎 著

ほか

読み聞かせ会

ボランティアの方々と図書館職員による読み聞かせ会を行います。申し込みは必要ありません。お気軽にご参加ください。

■日時 7月19日(水)
午前10時30分～
■場所 プラネット'97和室A
■対象 おもに0・1・2歳

■日時 7月20日(木)
午後2時30分～
■場所 プラネット'97和室A
■対象 おもに3歳～小学校低学年

特設コーナー

なつやすみのほんだな 【期間】7月21日(金)～8月17日(木)

図書館職員が選ぶ、子どもたちにおすすめの本を集めた「なつやすみのほんだな」を設置します。

幼稚園・保育所の児童向け、小学1・2年生向け、小学3・4年生向け、小学5・6年生向け・中高生向けと学年に行われた選書を行っています。

夏休み中だけでなく、毎日の読書にぜひ利用してください。

図書館
情報



Library

【開館時間】

火曜～土曜：

午前10時～午後6時

日曜・祝日：

午前10時～午後5時

【休館日】 毎週月曜日

(祝日の場合は開館)

【問い合わせ】

清里町図書館 ☎25-2582



清里町図書館
トップページ

- お知らせ
 - 読み聞かせ会
 - イベント情報
 - 蔵書検索
- はこちらをご覧ください。



街角再発見 vol.14

「街角再発見」は、広報担当者が街角をぶらりと散策し、地域の魅力再発見につながる内容をお届けするコーナーです。

「両親の味を受け継ぎながら、
変化を恐れずチャレンジした」と

民宿・食事 富士 横村 拓さん



大正12年に創業した「民宿・食事 富士」は、今年で創業100周年を迎え、多くのお客さんに愛されています。4代目となる横村拓さんは、8年間の社会経験を積まれた後、昨年の4月に帰郷され、家業を継ぐために修行の日々を送っています。子どもの頃から、接客や皿洗いの手伝いをする中で、自然と「いつかは家業を継ぎたい」と考えるようになったという横村さん。大学時代には経営学を学び、家業を継ぐための準備を進めてされました。民宿部門では、仕事中の滞在先として2~3週間の長期滞在されるお客さんが多く、ランチ営業では、地元の家族連れや会社員の方がお昼休みに利用されるなど、常連さんの利用が多いそうです。お客様の笑顔と「ごちそうさま、おいしかった」と声をかけてもらえることが一番の喜びと話す横村さんは「まずは両親が築き上げてきたものをしっかりと受け継ぎ、今のお店を愛してくれている方々のことを大切にしたいです。その上で、変化することを恐れずに、新しいお客様を取り込めるよう少しづつ自分の個性を出していきたい」と、仕事に対する熱い想いを話してくれました。



(かしむら・たく)平成3年生まれ。創業100年の歴史を受け継ぎ、時代の変化に合わせた新たな挑戦に挑む。

●人口と世帯数

5月末日現在
()内は先月比

・人口

計3,763人(-4)

・世帯数

1,729世帯(-2)
男性 1,854人(-6)
女性 1,909人(+2)

Kiyosato
Happy
Smile

7月に1歳のお誕生日を
迎えるお子さんを紹介し
ます



漆原 羽月ちゃん

(新町)

令和4年7月3日生まれ